

非常勤職員給与規程

地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院

非常勤職員給与規程

平成 22 年 4 月 1 日

規程第 28 号

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院職員給与規程（平成 22 年 4 月 1 日規程第 26 号。以下「職員給与規程」という。）第 1 条第 2 項の規定に基づき、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院（以下「法人」という。）の非常勤職員（以下「非常勤職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

第 2 章 給 与

第 1 節 非常勤職員の給与

(給与)

第 2 条 非常勤職員の給与は、次に掲げる区分ごとに定める。

(1) 非常勤専門業務職員

ア 医師等…医師及び歯科医師(ただし、第 10 条に定める特別顧問を除く。以下「非常勤医師」という。)

イ 医師、歯科医師以外の医療職、(ただし、第 10 条に定める特別顧問を含む。以下、同じ。)病院業務職及び事務職(以下「非常勤医師以外の非常勤専門業務職員」という。)

(2) 非常勤業務補助職員

(3) 非常勤再雇用職員

(給与計算期間)

第 3 条 非常勤専門業務職員、非常勤業務補助職員及び非常勤再雇用職員の給与の計算期間は、月の一日から末日までとする。

(給与の支給)

第 4 条 給与の支給方法については、職員給与規程第 7 条を準用する。ただし、非常勤業務補助職員にかかる支給日について、第 1 項中「当月分の月額を全額を支給する。」とあるのは、「前月の月額を全額を支給する。」と読み替えるものとする。

(給与計算期間の途中で採用された者及び退職した者の給与等)

第 5 条 新たに非常勤職員となった者には、その日から給料を支給する。

- 2 非常勤職員が退職したときは、その日まで、給料を支給する。
- 3 非常勤職員が死亡したときは、その月まで、給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により、給料を支給する場合であつて、月の一日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、職員給与規程第11条の2の計算方法により、日割りによつて計算する。

(給与の減額)

第6条 非常勤職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき理事長の承認があつた場合及びその取扱いを特別に定める場合を除くほか、この勤務しない1時間につき、職員給与規程第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(育児休業者等の給与)

第7条 非常勤職員が地方独立行政法人岐阜県立多治見病院職員の育児休業及び介護休業等に関する規程(平成22年4月1日規程第36号)に定める休業及び短時間勤務をする場合の給与は、別に定める。

第2節 非常勤医師の給与

(非常勤医師の給与)

第8条 非常勤医師の給与は、次の各号に定めるとおり支給する。

- (1) 給料…個別の雇用契約にて定める。
- (2) 諸手当

ア 管理職手当…地方独立行政法人岐阜県立多治見病院職員給与細則(平成22年4月1日規程第27号。以下「職員給与細則」という。)第15条管理職手当支給対象職一覧で指定する管理職職員である場合は、その職務の特殊性に基づき、職員給与細則に定める基準を準用し、支給する。

イ 医師手当…職員給与規程第28条で定める医師手当の月額の2分の1を支給する。

ウ 扶養手当…職員給与規程第16条の規定を準用して支給する。

エ 地域手当…職員給与規程第19条の規定を準用して支給する。

オ 住居手当…職員給与規程第20条の規定を準用して支給する。

カ 通勤手当…職員給与規程第21条の規定を準用して支給する。ただし、所定勤務日数が常勤職員の所定勤務日数に満たない場合は、職員給与規程第21条の規定により算出した通勤手当月額を21で除して当該非常勤職員の所定勤務日数を乗じて得た金額を支給することができる。この場合、100円未満の端数は切り捨てとする。

キ 単身赴任手当…職員給与規程第22条の規定を準用して支給する。

ク 時間外勤務手当…職員給与規程第23条の規定を準用して支給する。ただし、時間外勤務に従事した日の所定勤務時間が法定労働時間(1日8時間・1週40時間)に満たない場合は、所定勤務時間を超え法定労働時間までの勤務については、職員給与規程第11条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の100を乗じて得た額とする。

ケ 休日勤務手当…職員給与規程第 24 条の規定を準用して支給する。
 コ 夜間勤務手当…職員給与規程第 25 条の規定を準用して支給する。
 サ 宿日直手当…職員給与規程第 26 条の規定を準用して支給する。
 シ 管理職員特別勤務手当…職員給与規程第 27 条の規定を準用して支給する。
 ス 期末勤勉手当…6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する非常勤医師に対して、それぞれ 6 月 30 日及び 12 月 10 日（以下、これらの日を「期末勤勉支給日」という。）に次のとおり支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは非常勤職員就業規則第 14 条第 1 項第 4 号の規定により解雇され、又は死亡した職員についても、同様とすることができる。なお、次に掲げる給料月額及び所定勤務時間は、それぞれ基準日（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあつては、当該職員が退職した日、若しくは解雇された日、又は死亡した日）における給料月額及び所定勤務時間とする。

i 6 月 30 日

期末手当

$[\text{給料月額}] \times [\text{支給割合 } 127.5/100] \times [\text{職員給与規程第 32 条第 2 項に定める在職期間率}] \times [\text{所定勤務時間に応じた割合}]$

勤勉手当

$[\text{給料月額}] \times [\text{支給割合 } 95.0/100] \times [\text{職員給与細則第 87 条に定める在職期間率}] \times [\text{所定勤務時間に応じた割合}]$

ii 12 月 10 日

期末手当

$[\text{給料月額}] \times [\text{支給割合 } 112.5/100] \times [\text{職員給与規程第 32 条第 2 項に定める在職期間率}] \times [\text{所定勤務時間に応じた割合}]$

勤勉手当

$[\text{給料月額}] \times [\text{支給割合 } 95.0/100] \times [\text{職員給与細則第 87 条に定める在職期間率}] \times [\text{所定勤務時間に応じた割合}]$

所定勤務時間に応じた割合

1 週間当たりの所定勤務時間	割合
40時間	1
30時間以上40時間未満	0.8
20時間以上30時間未満	0.6
10時間以上20時間未満	0.4
10時間未満	0.2

セ 分娩手当…分娩業務に従事した場合は、職員給与規程第 30 条第 1 項第 11 号の規定を準用して支給する。

（年俸を定めて給与を支給する非常勤医師）

第 9 条 非常勤医師のうち、年俸で定める者の給与については、個別の雇用契約による。

第3節 非常勤医師以外の非常勤専門業務職員の給与

(非常勤医師以外の非常勤専門業務職員給与)

第10条 非常勤医師以外の非常勤専門業務職員の給与は、次の各号に定めるとおり支給する。

- (1) 給料…月額にて支給する。ただし、1週間当たりの所定勤務時間を30時間としない職員の給料月額は、次に掲げる給料月額を30で除した額に当該職員の1週間当たりの所定勤務時間数を乗じて得た額とする。この場合、100円未満の端数は切り捨てとする。

非常勤専門業務職員給料月額一覧表

職種	月額 (30時間/週)
看護師	193,300 円
看護師 (中央手術部勤務)	196,400 円
助産師	193,300 円
保健師	193,300 円
准看護師	157,400 円
介護福祉士	175,500 円
看護助手 (介護業務)	144,100 円
看護助手 (介護業務以外)	131,400 円
看護助手 (外来勤務)	131,400 円
看護助手 (精神科病棟勤務)	161,500 円
看護助手 (医療材料管理専門業務)	144,100 円
看護助手 (医療材料管理准専門業務)	131,400 円
薬剤師	182,500 円
臨床検査技師	171,200 円
診療放射線技師	171,200 円
臨床工学技士	171,200 円
理学療法士	171,200 円
作業療法士	171,200 円
言語聴覚士	171,200 円
視能訓練士	171,200 円
管理栄養士	171,200 円
特別顧問 ※1	個別に定める
歯科衛生士	156,700 円
歯科技工士	156,700 円
病棟等事務補助業務専門職	131,400 円
医療助手	144,100 円
医療助手 (准専門職)	131,400 円
未収金整理業務専門職	144,100 円

相談業務専門職（資格有） ※2	159,800 円
臨床心理業務専門職（資格有） ※6	183,200 円
警備業務専門職	個別に定める
窓口業務専門職（資格有） ※3	159,800 円
診療情報管理業務専門職（資格有） ※4	153,900 円
診療情報事務専門職	144,100 円
診療情報事務准専門職	131,400 円
医事業務専門職	144,100 円
医事業務准専門職	131,400 円
施設管理業務専門職	144,100 円
医師事務業務専門職	144,100 円
医師事務業務准専門職	131,400 円
医療連携コーディネーター ※3	159,800 円
医療連携業務専門職（資格有） ※3	159,800 円
医療連携業務専門職（資格無）	144,100 円
医療連携業務准専門職	131,400 円
病院案内業務専門職	131,400 円
用度業務専門職	144,100 円
用度業務准専門職	131,400 円
研修業務専門職	144,100 円
研修業務准専門職	131,400 円
給与業務専門職	144,100 円
給与業務准専門職	131,400 円
福利厚生業務専門職	144,100 円
福利厚生業務准専門職	131,400 円
医局業務専門職	144,100 円
医局業務准専門職	131,400 円
管理調整業務専門職	144,100 円
管理調整業務准専門職	131,400 円
管財業務専門職	144,100 円
管財業務准専門職	131,400 円
経営企画業務専門職	144,100 円
経営企画業務准専門職	131,400 円
調理業務専門職	144,100 円
調理業務准専門職	131,400 円
建築監理専門職 ※5	225,900 円

※1 勤務時間は、別に定める。

※2 社会福祉士または精神保健福祉士の資格を要する。

※3 看護師、社会福祉士、又はそれに相当する資格を要する。

※4 診療情報管理士の資格を要する。

※5 一級建築士の資格を要する。

※6 臨床心理士または公認心理師の資格を要する。

(2) 諸手当…非常勤医師以外の非常勤専門業務職員には、給料のほか、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末勤勉手当等を支給する。

ア 通勤手当…職員給与規程第 21 条の規定を準用して支給する。ただし、所定勤務日数が常勤職員の所定勤務日数に満たない場合は、職員給与規程第 21 条の規定により算出した通勤手当月額を 21 で除して当該非常勤職員の所定勤務日数を乗じて得た金額を支給することができる。この場合、100 円未満の端数は切り捨てとする。

イ 時間外勤務手当…職員給与規程第 23 条の規定を準用して支給する。ただし、時間外勤務に従事した日の所定勤務時間が法定労働時間(1日8時間・週40時間)に満たない場合は、所定勤務時間を超え法定労働時間までの勤務については、職員給与規程第 11 条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の100を乗じて得た額とする。

ウ 休日勤務手当…職員給与規程第 24 条の規定を準用して支給する。

エ 夜間勤務手当…職員給与規程第 25 条の規定を準用して支給する。

オ 期末勤勉手当…6月1日及び12月1日(以下、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する非常勤専門業務職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日(以下、これらの日を「期末勤勉支給日」という。)に次のとおり支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは非常勤職員就業規則第14条第1項第4号の規定により解雇され、又は死亡した職員についても、同様とすることができる。なお、所定勤務時間に応じた割合については、第8条の表を準用する。また、次に掲げる給料月額及び所定勤務時間は、それぞれ基準日(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、当該職員が退職した日、若しくは解雇された日、又は死亡した日)における給料月額及び所定勤務時間とする。

i 6月30日

期末手当

$[給料月額] \times [支給割合 127.5/100] \times [職員給与規程第 32 条第 2 項に定める在職期間率] \times [所定勤務時間に応じた割合]$

勤勉手当

$[給料月額] \times [支給割合 95.0/100] \times [職員給与細則第 87 条に定める在職期間率] \times [所定勤務時間に応じた割合]$

ii 12月10日

期末手当

$[給料月額] \times [支給割合 112.5/100] \times [職員給与規程第 32 条第 2 項に定める在職期間率] \times [所定勤務時間に応じた割合]$

勤勉手当

$[給料月額] \times [支給割合 95.0/100] \times [職員給与細則第 87 条に定める在職期間率] \times [所定勤務時間に応じた割合]$

カ 分娩手当…分娩業務に従事した場合は、職員給与規程第 30 条第 1 項第 6 号の規定を準用

して支給する。

- キ 年末年始特別勤務手当…職員給与規程第 30 条第 1 項第 7 号の規定を準用して支給する。
- ク 放射線取扱手当…職員給与規程第 30 条第 1 項第 1 号の規定を準用して支給する。
- ケ 死体処理作業手当…職員給与規程第 30 条第 1 項第 2 号の規定を準用して支給する。
- コ 夜間看護手当…職員給与規程第 30 条第 1 項第 3 号の規定を準用して支給する。
- カ 夜間介護手当…介護福祉士又は看護助手（介護業務）が従事する介護等の業務で、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後 10 時後翌日の午前 5 時前の間をいう。以下同じ。）において行われるものについては、勤務 1 回につき次の各号のとおり支給する。
 - ① 全深夜 勤務 1 回につき 10,800 円
 - ② 4 時間以上勤務 5,200 円
 - ③ 2 時間以上 4 時間未満勤務 4,600 円
- キ 夜間介護手当…介護福祉士又は看護助手（介護業務）が従事する介護等の業務で、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後 10 時後翌日の午前 5 時前の間をいう。以下同じ。）において行われるものについては、勤務 1 回につき次の各号のとおり支給する。
 - ① 全深夜 勤務 1 回につき 8,600 円
 - ② 4 時間以上勤務 4,100 円
 - ③ 2 時間以上 4 時間未満勤務 3,600 円
- シ 遅出勤務手当…看護助手（介護業務）又は看護助手（介護業務以外）の職員が、13 時 00 分から 20 時 45 分又はこれに準じる時間に勤務をした場合、1 回につき 2,500 円を支給する。
- ス 主任手当…採用後 6 年を経過し、週の勤務日数が 5 日以上かつ週の勤務時間が 40 時間以上の者で、理事長が必要と認めた者について、月額 10,000 円を支給する。
- セ 病棟勤務特別手当…病棟に勤務する看護助手（介護業務及び介護業務以外）の職員に月額 10,000 円を支給する。
- ソ 救急外来看護業務手当…職員給与規程第 30 条第 1 項第 18 号の規定を準用して支給する。
- タ 臨床検査技師解剖補助作業手当…職員給与規程第 30 条第 1 項第 11 号の規定を準用して支給する。
- チ 看護職員処遇改善手当…職員給与規程第 28 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定を準用して支給する。
- ツ 夜間看護割増手当…職員給与規程第 30 条第 1 項第 20 号の規定を準用して支給する。

第 4 節 非常勤業務補助職員の給与

（非常勤業務補助職員の給与）

第 11 条 非常勤業務補助職員の給与は、次の各号に定めるとおり支給する。

- (1) 給料…次に掲げる給料日額に所定勤務日数を乗じて得た金額を支給する。ただし、1 日当たりの所定勤務時間を 7 時間としない職員の給料日額は、次に掲げる給料日額を 7 で除した額に当該職員の 1 日当たりの所定勤務時間数を乗じて得た額とする。
 - ア 事務又は技術の単純な補助業務に従事する者…日額 7,280 円
 - イ 主として屋外に従事する単純な肉体的労務に従事する者…日額 8,050 円
 - ウ 主として屋内に従事する単純な肉体的労務に従事する者…日額 7,490 円
 - エ 一定の資格若しくは免許又は技能を要する等の業務でアからウまでの給料日額により難

いもの…その職種に対応する給料日額として一般に通用しているものを考慮して理事長が定める。

(2) 諸手当…非常勤業務補助職員には、給料のほか、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末勤勉手当等を支給する。

ア 通勤手当…職員給与規程第 21 条の規定を準用して支給する。ただし、所定勤務日数が常勤職員の所定勤務日数に満たない場合は、職員給与規程第 21 条の規定により算出した通勤手当月額を 21 で除して当該非常勤業務補助職員の所定勤務日数を乗じて得た金額を支給することができる。この場合、100 円未満の端数は切り捨てとする。

イ 時間外勤務手当…職員給与規程第 23 条の規定を準用して支給する。ただし、時間外勤務に従事した日の所定勤務時間が法定労働時間(1 日 8 時間・週 40 時間)に満たない場合は、所定勤務時間を超え法定労働時間までの勤務については、職員給与規程第 11 条に規定する勤務 1 時間あたりの給与額に 100 分の 100 を乗じて得た額とする。

ウ 休日勤務手当…職員給与規程第 24 条の規定を準用して支給する。

エ 夜間勤務手当…職員給与規程第 25 条の規定を準用して支給する。

オ 期末勤勉手当…基準日に在職する者であって、基準日以前 6 箇月以内の期間において引き続き 2 月以上の勤務実績がある者に対して、期末勤勉手当支給日に次のとおり支給する。ただし、1 週間当たりの所定勤務日数が 5 日未満の職員は、次に掲げる日数を 5 で除した数に、当該職員の 1 週間当たりの所定勤務日数を乗じて得た日数分の額を支給する。

i 6 月 30 日…給料日額の 8 日分

ii 12 月 10 日…給料日額の 11 日分

カ 分娩手当…分娩業務に従事した場合は、職員給与規程第 30 条第 1 項第 11 号の規定を準用して支給する。

キ 放射線取扱手当…職員給与規程第 30 条第 1 項第 2 号の規定を準用して支給する。

ク 死体処理作業手当…職員給与規程第 30 条第 1 項第 3 号の規定を準用して支給する。

ケ 救急外来看護業務手当…職員給与規程第 30 条第 1 項第 18 号の規定を準用して支給する。

コ 臨床検査技師解剖補助作業手当…職員給与規程第 30 条第 1 項第 11 号の規定を準用して支給する。

サ 看護職員処遇改善手当…職員給与規程第 28 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定を準用して支給する。

第 5 節 非常勤再雇用職員の給与

(非常勤再雇用職員の給与)

第 12 条 非常勤再雇用職員の給与は、次の各号に定めるとおり支給する。

(1) 給料…職員給与規程第 3 条に定める給料表の再雇用職員の給料月額(以下「再雇用職員の給与月額」という。)を法人定年退職後、非常勤再雇用職員として従事する職務の級に応じて適用し、支給する。

ただし、1 週間当たりの所定勤務時間を 40 時間としない職員の給料月額は、再雇用職員の給料月額を 40 で除した額に当該職員の 1 週間当たりの所定勤務時間数を乗じて得た額とする。この場合、100 円未満の端数は切り捨てとする。

(2) 諸手当

- ア 管理職手当…給与細則第15条管理職手当支給対象職一覧で指定する管理職職員である場合は、その職務の特殊性に基づき、職員給与細則に定める基準を準用し、支給する。
- イ 医師手当…医師及び歯科医師である場合には、職員給与規程第28条で定める医師手当の月額額の2分の1以内の額を支給する。
- ウ 地域手当…医師及び歯科医師である場合には、職員給与規程第19条の規定を準用して支給する。医師及び歯科医師以外の非常勤再雇用職員には地域手当は支給しない。
- エ 通勤手当…職員給与規程第21条の規定を準用して支給する。ただし、所定勤務日数が常勤職員の所定勤務日数に満たない場合は、職員給与規程第21条の規定により算出した通勤手当月額を21で除して当該非常勤職員の所定勤務日数を乗じて得た金額を支給することができる。この場合、100円未満の端数は切り捨てとする。
- オ 時間外勤務手当…職員給与規程第23条の規定を準用して支給する。ただし、時間外勤務に従事した日の所定勤務時間が法定労働時間(1日8時間・週40時間)に満たない場合は、所定勤務時間を超え法定労働時間までの勤務については、職員給与規程第11条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の100を乗じて得た額とする。
- カ 休日勤務手当…職員給与規程第24条の規定を準用して支給する。
- キ 夜間勤務手当…職員給与規程第25条の規定を準用して支給する。
- ク 管理職員特別勤務手当…職員給与規程第27条の規定を準用して支給する。
- コ 期末勤勉手当…6月1日及び12月1日(以下、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する非常勤再雇用職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日(以下、これらの日を「期末勤勉支給日」という。)に次のとおり支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは非常勤職員就業規則第14条第1項第4号の規定により解雇され、又は死亡した職員についても、同様とすることができる。なお、所定勤務時間に応じた割合については、第8条の表を準用する。
- i 6月30日
- 期末手当
- $[\text{給料月額}] \times [\text{支給割合 } 127.5/100] \times [\text{職員給与規程第32条第2項に定める在職期間率}] \times [\text{所定勤務時間に応じた割合}]$
- 勤勉手当
- $[\text{給料月額}] \times [\text{支給割合 } 95.0/100] \times [\text{職員給与細則第87条に定める在職期間率}] \times [\text{所定勤務時間に応じた割合}]$
- ii 12月10日
- 期末手当
- $[\text{給料月額}] \times [\text{支給割合 } 112.5/100] \times [\text{職員給与規程第32条第2項に定める在職期間率}] \times [\text{所定勤務時間に応じた割合}]$
- 勤勉手当
- $[\text{給料月額}] \times [\text{支給割合 } 95.0/100] \times [\text{職員給与細則第87条第に定める在職期間率}] \times [\text{所定勤務時間に応じた割合}]$
- サ 分娩手当…分娩業務に従事した場合は、職員給与規程第30条第1項第6号の規定を準用して支給する。

- シ 年末年始特別勤務手当…職員給与規程第 30 条第 1 項第 7 号の規定を準用して支給する。
- ス 放射線取扱手当…職員給与規程第 30 条第 1 項第 1 号の規定を準用して支給する。
- セ 死体処理作業手当…職員給与規程第 30 条第 1 項第 2 号の規定を準用して支給する。
- ソ 夜間看護手当…職員給与規程第 30 条第 1 項第 3 号の規定を準用して支給する。
- タ 遅出勤務手当…看護助手（介護業務）又は看護助手（介護業務以外）の職員が、13 時 00 分から 20 時 45 分又はこれに準じる時間に勤務をした場合、1 回につき 2,500 円を支給する。
- チ 病棟勤務特別手当…病棟に勤務する看護助手（介護業務及び介護業務以外）の職員に月額 10,000 円を支給する。
- ツ 救急外来看護業務手当…職員給与規程第 30 条第 1 項第 18 号の規定を準用して支給する。
- テ 臨床検査技師解剖補助作業手当…職員給与規程第 30 条第 1 項第 11 号の規定を準用して支給する。
- ト 看護職員処遇改善手当…職員給与規程第 28 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定を準用して支給する。
- ナ 夜間看護割増手当…職員給与規程第 30 条第 1 項第 20 号の規定を準用して支給する。

第 6 節 その他

（上記の定めにより難しい場合）

第 13 条 非常勤職員の給与が、第 2 条から第 12 条により難しい場合は、個別の雇用契約にて定めるものとする。

（補則）

第 14 条 この規定の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規定は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は平成 22 年 6 月 14 日より施行し、改正後の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は平成 22 年 9 月 13 日より施行し、改正後の第 8 条第 1 項第 2 号セ、第 10 条第 1 項第 2 号の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は平成 22 年 12 月 13 日より施行する。

附 則

この規程は平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日より施行し、改正後の第 10 条第 1 項第 2 号ク、ケ及び第 11 条第 1 項第 2 号キ、クの規定は、平成 25 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 25 年 12 月 1 日より施行する。

(勤勉手当に関する経過措置)

2 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においては、改正後の第 8 条第 1 項第 2 号ス中及び第 10 条第 1 項第 2 号オ中「i 6 月 30 日 勤勉手当 [支給割合 80/100]、ii 12 月 10 日 勤勉手当 [支給割合 80/100]」とあるのは、「i 6 月 30 日 勤勉手当 [支給割合 70/100]、ii 12 月 10 日 勤勉手当 [支給割合 90/100]」とする。

附 則

この規程は平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は平成 26 年 12 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 13 日より施行し、改正後の第 10 条の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 6 月 12 日より施行し、改正後の第 8 条第 1 項第 2 号ス、第 10 条第 1 項第 2 号オ及び第 11 条第 1 項第 2 号オの規定は、平成 27 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 10 月 13 日より施行し、改正後の第 10 条第 1 項第 1 号の規定は、平成 27

年10月1日から適用する。

附 則

この規程は平成28年4月1日より施行する。

附 則

この規程は平成28年12月1日より施行する。

附 則

この規程は平成29年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月19日より施行し、改正後の第8条第1項第2号ス及び第10条第1項第2号オの規定は、平成29年6月1日から適用する。

附 則

この規程は平成29年9月1日より施行する。

附 則

この規程は平成29年12月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。ただし、第8条第1項第2号ス及び第10条第1項第2号オについては、平成30年6月1日から、第10条第1項第2号スについては、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成30年11月1日より施行する。

附 則

この規程は平成31年4月1日より施行する。

附 則

この規程は令和2年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月13日より施行し、改正後の第8条第1項第2号、第10条第1項第2号、第11条第1項第2号及び第12条第1項第2号の規定は、令和2年3月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年10月1日より施行し、改正後の第10条第1項第2号ツ、第11条第1項第2号シ及び第12条第1項第2号ナの規定は、職員給与規程第30条第1項第19号に係る受託業務について岐阜県との間で最初に契約を締結した日（令和2年8月11日）から適用する。

附 則

この規程は令和2年12月1日より施行する。

附 則

（新型コロナウイルス感染症対策業務手当の特例）

- 1 令和3年1月1日から令和3年3月31日までの間において、第8条第1項（2）ソ、第10条第1項（2）ソ、第11条第1項（2）ケ及び第12条第1項（2）ツの支給対象となる業務に従事した場合には、従事した日1日につき8,000円を加算して支給する。

（新型コロナウイルス感染症対策作業手当の特例）

- 2 令和3年1月1日から令和3年3月31日までの間において、第8条第1項（2）タ、第10条第1項（2）タ、第11条第1項（2）コ及び第12条第1項（2）テの支給対象となる作業に従事した場合には、従事した日1日につき6,000円を加算して支給する。

附 則

この規程は令和3年4月12日より施行する。

附 則

この規程は令和3年6月1日より施行する。

附 則

（期末手当の支給割合）

- 1 この規程は、令和3年12月1日より施行する。
- 2 第8条第1項第2号ス、第10条第1項第2号オ及び第12条第1項第2号コ中の i、ii に規定する期末手当支給割合について、令和4年4月1日からの適用についてはそれぞれの支給日において「120/100」とする。

附 則

この規程は、令和4年3月10日より施行し、改正後の第10条乃至第12条の規定は、令和4年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年3月10日より施行し、改正後の第10条乃至第12条の規定は、令和4年2月1日から適用する。

附 則

この規程は令和5年4月1日より施行する。

附 則

この規程は令和5年10月16日より施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月18日より施行し、改正後の規定は令和6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年6月17日より施行し、改正後の規定は令和6年6月1日から適用する。